

年 月 日

浜田地区広域行政組合
管理者 久保田 章 市 様

一般廃棄物（可燃ごみ）搬入許可申請書

一般廃棄物（可燃ごみ）を処理したいので、浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例施行規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

住 所 浜田市
(所在地) 江津市 町 _____

氏 名
(事業所名) _____

2 ごみの発生場所（該当する地区に○をしてください。）

浜田	金城	旭	弥栄	三隅
江津	桜江			

3 ごみの内容（該当する欄に○をしてください。）

<input type="checkbox"/>	家庭系ごみ（日常生活ごみ）
<input type="checkbox"/>	事業系ごみ（事業活動ごみ）

注意事項

- ・ エコクリーンセンターは一般廃棄物の処理施設です。建築廃材等の産業廃棄物は搬入できません。産業廃棄物として適正に処理してください。
- ・ 搬入された廃棄物の積下ろしは、搬入者により行っていただきます。
- ・ ライター等の危険物を混入しての搬入はお断りします。
- ・ 虚偽の申請等により搬入しようとした場合は、搬入を許可しません。
- ・ ご記入いただいた個人情報は、浜田地区広域行政組合が適正に管理します。